

刈谷市告示第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり刈谷市青山斎園における収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 15 日

刈谷市長      稲      垣      武

1 委託を受けた指定公金事務取扱者

（1）名称

一般社団法人刈谷にぎわいオフィス

（2）事務所の所在地

刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地

（3）公金事務取扱者の指定をした日

令和 6 年 3 月 11 日

2 収納の事務を委託した歳入

（1）名称

刈谷市青山斎園使用料

（2）委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日

（3）委託の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

刈谷市告示第40号

刈谷市産業振興センターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、刈谷市議会の議決を経て、次のとおり指定したので、刈谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成20年条例第24号）第6条第2項の規定により告示する。

令和7年4月16日

刈谷市長 稲垣 武

1 公の施設の名称

刈谷市産業振興センター

2 指定管理者

（1）名 称 一般社団法人刈谷にぎわいオフィス

（2）所 在 地 刈谷市東陽町1丁目1番地

（3）代表者氏名 理事長 鈴木 克 幸

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

刈谷市告示第 4 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり刈谷市産業振興センターにおける収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 1 6 日

刈谷市長 稲垣 武

1 委託を受けた指定公金事務取扱者

（1）名称

一般社団法人刈谷にぎわいオフィス

（2）事務所の所在地

刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地

（3）公金事務取扱者の指定をした日

令和 6 年 3 月 1 1 日

2 収納の事務を委託した歳入

（1）名称

刈谷市産業振興センター使用料

（2）委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日

（3）委託の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで